

学生管理及び懲戒に関する内規

第1条 この規程は、エリート日本語学校における懲戒及び学生管理に関する細則を定めるものとする。

第2条 「学則 18 条 3 項の 6 号」に該当する行為は、次のことを指す。

第1項 授業に参加しない・又は授業の妨げになる行為

- (1) スマートフォン・携帯電話等通信機器の不正使用
- (2) 授業に参加せずに授業内容と異なる学習を行う行為
- (3) 居眠り
- (4) 私語
- (5) 無断退出
- (6) 食事行為
- (7) その他、授業に参加しない行為

第2項 危険行為

- (1) 教室内への凶器・引火性物質等危険物の持ち込み
- (2) 教室内での飲酒・喫煙
- (3) 学校内での暴力行為、器物損壊
- (4) 教員・他学生に対する暴言

第3項 人権侵害行為

- (1) 人種差別的言動
- (2) セクシャルハラスメントにあたる行為

第3条 「学則 18 条 3 項の 6 号」に該当することに関して、次のように指導・処分を行う。

第 1 項 「第2条第 1 項」に当たる行為について

- (1) 担当教員による複数回の指導又は教務による厳重注意にもかかわらず改善がみられない場合、1時間欠課とし、教務訓告を行う。
- (2) 教務訓告後も改善が見られない場合、主任訓告とする。
- (3) 主任訓告後も改善が見られない場合、校長訓告とする。
- (4) 校長訓告後、改善が見られない場合、除籍対象として懲罰審議を行い、処分を決定する。

第 2 項 「第2条 第2項・第3項」に当たる行為について

- (1) 懲罰審議を行い、主任訓告、校長訓告、除籍のいずれかの処分を下す。

第4条 「学則 18 条 3 項の 4 号」に該当することに関して、次のように指導・処分を行う。

- (1) 留級が決定した場合、書面又は口頭により注意を行う。
- (2) 2期連続で留級が決定した場合、書面又は口頭により警告を行う。
- (3) 3期連続で留級が決定した場合、除籍対象として懲罰審議を行い、処分を決定する。

第5条 「学則 18 条 3 項の 5 号」に該当することは、次のような基準を以て管理を行う。

第 1 項 通算出席率について

- (1) 85%を下回った場合、注意を行う。
- (2) 80%を下回った場合、警告を行う。(警告書発行)
- (3) 1年目修了時に、特段の理由(例:怪我や病気による入院など)が無いにも関わらず、通算出席率が 80%を下回った場合、除籍対象として懲罰審議を行い、処分を決定する。

(ア)推薦書の発行

- ① 通算出席率 90%未満の学生に対して推薦書を発行しない。

第 2 項 月出席率について

- (1) 80%を下回った場合、警告を行う。(警告書発行)
- (2) 70%を連續して2度下回った場合、校長訓告とする。
- (3) 校長訓告後、改善が見られない場合、除籍対象として懲罰審議を行い、処分を決定する。

(ア) 月出席率が 50%を下回った場合

- ① 事情聴取した上で校長訓告を行う。
- ② 入国管理局にその結果を報告する。
- ③ 校長訓告後、改善が見られない場合、除籍対象として懲罰審議を行い、処分を決定する。

第6条 「主任訓告」は、教務課及び進学課の主任、副主任が行う。

第7条 訓告歴は在学中を通して継続的に累積する。また各学期の訓告歴はその学期の態度点に換算され、進級の判断材料の一つとする。

第8条 除籍となった場合、学費の返還は行わない。

令和 3 年 7 月 1 日改訂